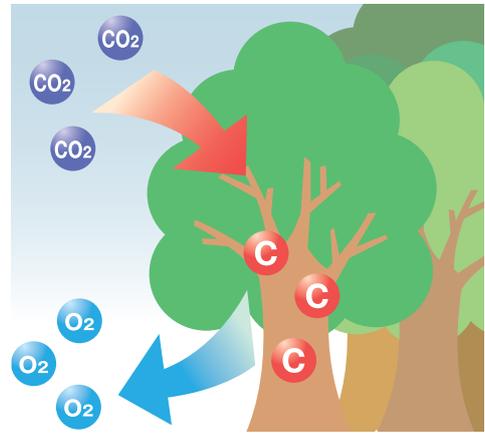


森林の整備等による CO₂吸収量認証制度

香川県では、企業・団体が実施した植栽、間伐などの森林の整備等の効果をCO₂吸収量の数値で認証する「森林の整備等によるCO₂吸収量認証制度」を、平成20年10月1日からスタートしています。

森林は、大気中のCO₂を吸収して光合成を行い、有機物として幹などに蓄えて成長するため、地球温暖化の原因であるCO₂の吸収源として期待されており、森林を健全に守り育てることが重要になっています。

この認証制度をきっかけとして、CSR活動に関心のある企業・団体に、新たに、県内の森林で整備活動にご参加いただくことにより、地球温暖化防止対策へのご協力をお願いしています。



認証 の メリット

- 「香川県生活環境の保全に関する条例」で作成が義務付けられている「地球温暖化対策計画」の中で、CO₂の削減量として位置付けることができます。
- 社会貢献の証として、企業イメージの向上などに活用することができます。

※認証書に記載されたCO₂吸収量を取引することはできません。

認証を申請できる方

- 「香川県生活環境の保全に関する条例」で定める一定以上の温室効果ガスを排出する特定事業者
- フォレストマッチング推進事業に参加する企業、団体
- 自主的に森林の整備等を実施している企業、団体

認証の対象・要件

- 1 認証の対象
企業・団体が実施した森林の整備、竹林の整備が対象です。
- 2 認証の要件
 - 県内の森林で実施された森林の整備等であること。
 - 平成20年4月1日以降に実施された森林の整備等であること。
 - 実施された森林の整備等が適切であり、健全な森林として生育することが期待できること。

認証制度の流れ

- 1 森林の整備等の実施
森林の整備等をしていただきます
- 2 CO₂吸収量の認証申請
毎年5月1日～31日で受付します
- 3 認証要件の審査
県が書類審査を行います
- 4 CO₂吸収量の算定
県が認証する吸収量を算定します
- 5 CO₂吸収量認証書の交付
毎年7月31日までに交付します

かがやくけん、かがわけん。

香川県

認証するCO₂吸収量の算定方法

香川県で算定した「1ヘクタール当りの1年分のCO₂吸収量」に、植栽、間伐などの区分に応じた森林の整備等の面積を乗じて、認証するCO₂吸収量を算定します。

1ヘクタール当りの1年分のCO₂吸収量 (kg-CO₂/ha・年)

森林の現状	実施区分	森林整備						竹林整備	
		植栽	下刈	つる切り	除伐	間伐	枝打ち	侵入竹伐採	竹伐採後植栽
ヒノキ	1～20年生	6,000						-	
	21年生～	—		4,500					
スギ	1～20年生	6,000							
	21年生～	—		4,000					
マツ類	1～20年生	7,000							
	21年生～	—		4,000					
広葉樹類	1～20年生	5,000							
	21年生～	—		2,000					
竹林	区分なし	—						5,000	

CO₂吸収量認証書

認証書には県産間伐材割りばしを再利用した和紙、額縁には県産ヒノキの間伐材を使っています。

※認証が2回目以降の企業・団体には認証書のみ送付しています。

右の写真は、ヒノキを0.1ヘクタール植栽した企業に交付した認証書のサンプルです。CO₂吸収量は次のように算定しています。

CO₂吸収量の算定式

$$6,000\text{kg-CO}_2/\text{ha}\cdot\text{年}\times 0.10\text{ha} \\ = 600\text{kg-CO}_2/\text{年}$$



詳しくは URL

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/midoriseibi/moridukuri/co2-kyuusyuuryou-ninnsyou-seido.html>

〒760-8570 高松市番町4丁目1番10号
香川県環境森林部 森林・林業政策課 企画政策グループ
TEL 087-832-3464 FAX 087-806-0225



この印刷物は環境にやさしい「FSC®認証材および管理原材料」と、有害な物質がほとんど出ない「植物油インキ」を使用しています。また廃液の出ない「水なし印刷」で印刷しています。